

衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会ニュース

平成 27. 6. 26 第 189 回国会第 14 号

6 月 26 日（金）、第 14 回の委員会が開かれました。

1 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 72 号） 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出第 73 号）

- ・安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、中谷国務大臣（防衛大臣・安全保障法制担当）、加藤内閣官房副長官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・委員派遣承認申請に関する件について協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

今 津 寛君（自民）

- ・現在及び将来における我が国への安全保障上のリスクについて、安倍内閣総理大臣に説明いただきたい。
- ・平和安全法制関連法案が合憲か否かについて、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・危険を顧みず国家・国民のための任務に当たる自衛隊員に対する中谷安全保障法制担当大臣の思いを伺いたい。

上 田 勇君（公明）

- ・安倍内閣の外交・安全保障政策の基本方針は、防衛・軍事に偏ることなく非軍事政策を含めた多角的アプローチで平和を確保するものであると考えるが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・平和安全法制によっても、専守防衛の基本方針の下、いわゆる攻撃的兵器の保有は許されないとしてきた我が国の方針に変わりはないか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・ホルムズ海峡での機雷掃海を戦闘行為が行われている間は実施しないのであれば、自衛隊法第 84 条の 2 に基づき武力の行使に当たらない行為として実施できるのではないか。

岡 田 克也君（民主）

- ・米国と某国が戦争をしている状況下で、存立危機事態が認定されるのは、我が国に対する某国のミサイル攻撃が行われる可能性を認識した段階か、あるいは、我が国を防衛する米艦船が攻撃を受けた段階か、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・事実上の停戦が成立していない状況下で、我が国の存立を全うするためホルムズ海峡の機雷掃海を行う場合には、

そこでの戦闘を排除することも理論上は必要最小限度の実力行使に入り得ると考えられるが、横畠内閣法制局長官の見解を伺いたい。

- ・戦後 70 年談話は、戦後の歴史認識に関する歴代内閣の立場を引き継ぎ近隣諸国と良好な関係を保つ観点から作られるべきと考えるが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。

大 串 博志君（民主）

- ・先週の参考人質疑における宮崎・阪田両元内閣法制局長官の見解や、通信社が行った世論調査で平和安全法制関連法案は違憲だと考えたとした回答が 56% もあったとすることを踏まえ、本法案を撤回して出し直すべきと考えるが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・昭和 47 年の政府見解にある「外国の武力攻撃」に他国への攻撃も含まれると考えられる積極的な理由を横畠内閣法制局長官に伺いたい。
- ・他国領域での武力行使は一般に許されないとされている中で、例外として許されると判断する基準について、安倍内閣総理大臣に伺いたい。

寺 田 学君（民主）

- ・平和安全法制関連法案に関する各種世論調査では、政府による説明が十分ではないとの意見が多いが、その原因について、安倍内閣総理大臣の所見を伺いたい。
- ・平和安全法制関連法案を違憲と考える人の方が合憲と考える人より高い割合で存在しているが、その原因について、安倍内閣総理大臣の所見を伺いたい。
- ・自民党所属国会議員の有志によって設立された「文化芸術懇話会」の会合（6 月 25 日）において、外部講師及び国会議員による報道の自由への圧力、沖縄県民に対す

る侮辱とも受け取られる種々の発言について、安倍内閣総理大臣の所見を伺いたい。

辻 元 清 美君（民主）

- ・集团的自衛権の行使を認めることにより敵国から米軍基地があることを理由に標的にされてしまうのではないかと沖縄県民の懸念は、平和安全法制関連法案を審査するに当たり重く受け止めるべきと考えるが、安倍内閣総理大臣の認識を伺いたい。
- ・存立危機事態における米艦防護の事例に関して、新三要件を満たせば、自衛艦が敵国の潜水艦を撃沈することも可能になるという理解で良いか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・昨日の文化芸術懇話会の会合において沖縄県等について不適切な発言をした百田尚樹氏は、第2次安倍内閣発足後にNHKの経営委員を務めていたこともあり、単なる私人の発言という訳ではないと考えるが、安倍内閣総理大臣の認識を伺いたい。

井 坂 信 彦君（維新）

- ・集团的自衛権の行使について、政府案では歯止めが曖昧であるため、維新の党は日本を守る他国への武力攻撃の後、次は日本が攻撃されることがほぼ確実の場合のみ行使できるとする案を考えているが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・南シナ海での多国間合同演習中に他国軍が武力攻撃を受けた場合、これを重要影響事態あるいは存立危機事態に認定することはあり得るのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・米国がサイバー攻撃を受けた場合、我が国が集团的自衛権を行使することはあり得るのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。

木 下 智 彦君（維新）

- ・我が国防衛の基本方針として、日本一国でやっていくのか、あるいは、日米同盟を強化していくのか、はっきりと国民に示すべきと考えるが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・日米防衛協力における戦略の立案において、限定的な集团的自衛権の行使を含む我が国の防衛政策が担保される必要があると考えるが、中谷安全保障法制担当大臣の取

組を伺いたい。

- ・平和安全法制の整備がなされた場合、憲法第9条を改正する必要性は変化するのか、安倍内閣総理大臣に伺いたい。

青 柳 陽一郎君（維新）

- ・政府としては平和安全法制関連法案の修正は全く受け入れられないと考えているのか、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・憲法の解釈変更はすべきでないとした過去の発言について、中谷安全保障法制担当大臣の現在の認識を伺いたい。
- ・憲法、法律、政府見解及び答弁を変更する際の重みについて、横島内閣法制局長官の見解を伺いたい。

太 田 和 美君（維新）

- ・平成26年版防衛白書における専守防衛の定義について、日本語版では従来と変更がない一方で、英語版では武力攻撃の対象が日本に限定されない表記に変えられていることは、国民を欺くものであると考えるが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・砂川最高裁判決を集团的自衛権の限定行使の合憲性の根拠と考えているのか、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・集团的自衛権に関して最高裁判決を重視するとしながら、一方で最高裁が違憲状態であるとした選挙制度の下で衆議院議員総選挙を行ったことは矛盾するのではないか、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。

塩 川 鉄 也君（共産）

- ・戦闘作戦行動のために発進準備中の戦闘機への給油は、当該戦闘機が行う爆撃等の戦闘行為と密接不可分であり、武力の行使と一体化する典型的な事例と考えるが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・周辺事態安全確保法を制定した当時は、ニーズがないという理由から同活動が支援内容から除外されたという経緯があるが、今般の法整備に当たり米側から具体的にどのような要請があったのか、防衛省に伺いたい。
- ・空中給油機の導入目的は当初は主として自衛隊内部での利用と説明されたが、2010年以降は、米軍機さらにはNATO軍機への支援に変容しているのではないか、政府の見解を伺いたい。